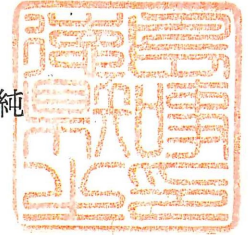




国第400号
令和5年7月1日

社会福祉法人 徳島県共同募金会会長 殿

徳島県知事 後藤田 正純



税額控除に係る証明について

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和5年7月1日 から 令和10年6月30日 まで